

# GCA FAS News

April 2019

Vol.45



*For Client's Best Interest*



**GCA FAS**

# M&A“アーンアウト条項付き”取得対価の会計処理 ～改正内容、会計処理(日本基準/IFRS 比較)、税務論点～

## 【本号の内容】

1. はじめに
2. 条件付取得対価
3. 会計基準改正論点
4. 交付と返還の場合の会計処理
5. 日本基準とIFRSとの相違点
6. 税務上の留意点
7. おわりに

## GCA FAS 株式会社

### 1. はじめに

2019年1月16日に、企業会計基準委員会より、企業結合会計基準の一部改正について公表されました。

今回の改正は、条件付取得対価の返還に係る会計処理を規定するものであり、主に以下の2点が改正されました。

- ① 条件付取得対価の定義
- ② 対価が返還される条件付取得対価の会計処理

条件付取得対価は会計上の呼び名で、いわゆる「アーンアウト条項が付いた買収対価」と呼んだほうが馴染みのある方が多いかもしれませんが。条件付取得対価とは、M&A契約時点では未確定であり、将来の特定の事象や取引の結果により金額が変動する対価を指します。

今回の改正を受け、既に支払った対価が返還される場合の会計処理が、将来追加で対価を支払う場合と同じく、のれん(及びのれん償却費)を増減させる会計処理で統一されることが明らかになりました。

本稿では、まず条件付取得対価の概要について整理したうえで、今回の改正内容及び会計処理につき、簡単な設例を交えて解説し、日本基準とIFRSとの違いや税務上の留意点についても説明いたします。

なお、文中、意見に関する部分は筆者の個人的な見解となります。

## 条件付取得対価

- ① 定義
- ② 「条件」設定の背景
- ③ 会計処理概要

## 2. 条件付取得対価

## 条件付取得対価とは

条件付取得対価は、文字通り“条件付きの”取得対価ですが、ここでいう「条件」とは、取得対価の確定が将来の特定の事象や取引の結果に依存することを定めた、M&A 契約における条項のことを言います。

つまり、条件付取得対価とは、M&A の実施に際して、一定の条件の成立に伴い確定する取得対価と言えます。

なお、条件付取得対価は、あくまで将来の事象に起因して発生する対価であるため、例えば M&A 前に既に存在していた税務リスクが顕在化した場合に売主が補償するといった契約条項等については、過去の事象に起因して発生した事象であるため、条件付対価には該当しないものと考えられます。

## 「条件」設定の背景

M&A は取引金額が大きいため、実行の際には慎重に検討されるのが一般的です。一方で、買い手側は、売り手から開示された限定的な情報に基づき買収金額を決定しなければならず、両者間の情報の非対称性により、買収価格の折り合いが付かない場合があります。

このような場合に、両者の溝を埋め、取引を成立しやすくする方法の一つとして、「条件」を契約に付す方法が採られることがあります。

代表的な例としては、将来の業績が売り手と買い手の両者で合意した基準(EBITDA 等)を超えた(下回った)場合に、買い手が追加で資金を支払う(返還してもらう)ケース等が想定されます(アーンアウト)

その他、株主である経営陣に M&A 後も続投してもらいたい場合に、インセンティブとして設定するケース等もあります。

## 会計処理概要(日本基準と IFRS)

日本基準では、取得原価を企業結合日時点の支払対価で処理し、契約で定めた「条件」が確定した時点で、追加支払額または返還額分だけ取得原価を増減させます。それに伴い、連結上、同額だけのれん(又は負ののれん)を増減させ、企業結合日時点で上記条件が発生していたと仮定して、のれん(又は負ののれん)の金額を再計算します。

一方、IFRS では、取得原価を企業結合日時点の(条件付対価を含む)対価総額の公正価値で処理し、その後取得原価を変動させません(のれん(又は負ののれん)も変動しません)。その後、契約で定めた「条件」が確定した時点では、条件確定により変動した条件付対価の公正価値の分だけ損益として認識します。

そのため、日本基準では条件付取得対価が確定した時点でのれんが変動するのに対し、IFRS ではのれんが変動しないという違いがあります。

---

 会計基準改正論点

- ① 条件付取得対価の定義の改正
  - ② 対価が返還される条件付取得対価の会計処理
- 

### 3. 会計基準改正論点

#### ① 条件付取得対価の定義の改正

本改正では、条件付取得対価の定義が改正されました。前頁に条件の例を記載いたしました。条件には、対価の追加支払いだけでなく、返還する場合があります。しかし、改正前の基準では、条件付取得対価の定義上、返還が含まれていなかったため、本改正にて、対価の返還に関して条件付取得対価に含める定義づけをする改正がなされました。

##### 企業結合に係る会計基準(注2)

条件付取得対価とは、企業結合契約において定められるものであって、企業結合契約締結後の将来の特定の事象又は取引の結果に依存して、企業結合日後に追加的に交付される若しくは引き渡される又は返還される取得対価をいう。

#### ② 対価が返還される条件付取得対価の会計処理

本改正にて、対価が返還される条件付き取得対価の会計処理が定められましたが、対価が交付される会計処理と同様の取扱いをすることとされました。(具体的な会計処理は、次頁参照)

その理由としては、条件付取得対価の取決めは、将来の業績等の不確実性に係るリスク分担を当事者間で合意した場合に、企業結合契約に織り込まれるものであり、リスク分担を目的として設定されるという性質は、対価が交付される場合と対価の返還を受ける場合とで異なるものではないためとされています。

##### <のれん(又は負ののれん)及び損益に係る規定>

##### 企業結合に係る会計基準(27項1号抜粋)

条件付取得対価が企業結合契約締結後の将来の業績に依存する場合において、対価の一部が返還される場合には、条件付取得対価の返還が確実となり、その時価が合理的に決定可能となった時点で、返還される対価の金額を取得原価から減額するとともに、のれんを減額する又は負ののれんを追加的に認識する。

##### 企業結合に係る会計基準(注4)

追加的に認識する又は減額するのれん又は負ののれんは、企業結合日時点で減額又は認識されたものと仮定して計算し、減額する事業年度以前に対応する償却額及び減損損失額は損益として処理する。

交付される場合と返還を受ける場合とで、のれんに係る会計処理は、同様の取扱い

⇒条件付取得対価にかかるのれん又は負ののれんを、企業結合日時点で認識又は減額して算定

#### 4. 交付される場合と返還を受ける場合の会計処理

条件付取得対価が交付される場合と返還を受ける場合における買い手の会計処理について、設例にもとづき整理します。

<設例>

- X1/3/31:A社(3月決算)がB社株式を現金にて100%取得
- X1/3/31のB社(3月決算)純資産:50 株式価値:100
- のれん償却期間:5年

(契約条件)

- 契約条件1:X1/3/31に80支払う

##### 【ケース1】対価が交付される場合

- 契約条件2:X1年度(X1/4/1~X2/3/31)のEBITDAが15を超えた場合、金額が確定するX2/6末に20支払う

##### 【ケース2】対価の返還を受ける場合

- 契約条件3:X1年度のEBITDAが10未満の場合、金額が確定するX2/6末に20返金をうける

#### <日本基準> A社(買い手)の会計処理

取得時の処理:X1年3月31日

FS	借方	貸方
個別FS	B社株式 80	現金 80
連結FS	純資産 50 のれん 30	B社株式 80

#### 【ケース1】X2年度のEBITDAは25であり、X2/6末に20支払った

追加支払の処理:X2年6月末

個別FS	B社株式 20	未払金 20
連結FS	のれん 15 のれん償却 5	B社株式 20

※ $20 \div 5 \text{年} \times ((3 \text{ヶ月} + 12 \text{ヶ月}) / 12 \text{ヶ月})$

#### 【ケース2】X2年度のEBITDAは7であり、X2/6末に20受領した

返金の処理:X2年6月末

個別FS	現金 20	B社株式 20
連結FS	B社株式 20	のれん 15 のれん償却 5

日本基準: のれん又は負の  
のれんを認識又は減額

IFRS: のれんの修正は実施  
せず、公正価値の再測定時  
点において損益として認識

## 5. 日本基準とIFRSとの相違点

条件付取得対価ののれんの取扱いは、日本基準とIFRSで異なります。日本基準は、のれんを追加計上または減額するのに対し、IFRSでは条件の成立により公正価値が変動した場合、のれんは変動させず損益として処理します。

IFRSの会計処理について、設例にもとづき整理します。

<設例>

- X1/3/31: A社(3月決算)がB社株式を現金にて100%取得
- X1/3/31のB社(3月決算)純資産: 50 公正価値: 100

(契約条件)

- 契約条件 1: X1/3/31に80支払う

### 【ケース1】対価が交付される場合

- 契約条件 2: X1年度(X1/4/1~X2/3/31)のEBITDAが15を超えた場合、金額が確定するX2/6末に20支払う(公正価値: 20)

### 【ケース2】対価の返還を受ける場合

- 契約条件 3: X1年度のEBITDAが10未満の場合、金額が確定するX2/6末に20返金をうける

### <IFRS> A社(買い手)の会計処理

取得時の処理: X1年3月31日

FS	借方	貸方
個別FS	B社株式 100	現金 80 未払金 20
連結FS	純資産 50 のれん 50	B社株式 100

### 【ケース1】X2年度のEBITDAは25であり、X2/6末に20支払った

追加支払の処理: X2年6月末

個別FS	未払金 20	現金 20
連結FS	仕訳なし	

### 【ケース2】X2年度のEBITDAは7であり、X2/6末に20受領した

返金の処理: X2年6月末

個別FS	未払金 20 現金 20	再評価損益 40
連結FS	仕訳なし	

アーンアウト条項が規定されている株式譲渡を行う場合は、税務上、収入計上時期に留意する必要があります

## 6. 条件付取得対価の税務上の留意点

税務上、アーンアウト条項が規定されている株式譲渡を行った場合に、追加対価の収入計上時期が問題になることがあります。具体的には、追加対価の収入計上時期を「①株式譲渡時」、又は「②一定の目標達成時(停止条件成就時)」のいずれとするかです。

この点、調整金額(追加対価)の収入計上時期を「①株式譲渡時」とすべきとした国税不服審判所の裁決事例(下記参照)にて一定の考え方が示されていますのでご紹介します。

### 裁決要旨

- ✓ 対象会社は、設立以来、急成長を遂げていることから、調整金額の算定指標である計画値は、そうした良好な経営状況も踏まえて設定されたものであること
- ✓ ある事業年度において計画値を達成できず、調整金額が満額支払われなかったとしても、その後の事業年度において計画値以上の業績をあげた場合には、過去の未達成分が埋め合わせられるものであること
- ✓ 請求人と同時に対象会社の株式を譲渡した他の者における1株当たりの単価が請求人の株式譲渡代金と同額であるが、当該他の者と買い手との株式譲渡契約書には、調整条項のような条項が設けられていなかったこと(調整条項が設けられた主な目的が、株式譲渡後も対象会社の役員として残る請求人に一定の経営リスクを分担させることにあつた、と考えられること)
- ✓ 上記の内容等を考慮すれば、調整条項は、基本的には、計画値がいずれも達成され、調整金額が満額支払われることを想定して設けられたものと見るのが相当である

上述の裁決事例では、株式譲渡時に、追加対価を収受することが実質的に確定している、つまり、停止条件が付されているとは認められないとの事実認定が行われていると考えられます。

逆に言えば、一般的には、アーンアウト条項が規定されている株式譲渡を行う場合には、「②一定の目標達成時(停止条件成就時)」に追加対価を収受することが確定するものとして、当該目標達成時に追加対価を収入計上することになる、ということを示しているものとも考えられます。

このように、収入計上時期を判断するにあたっては、どの時点で追加の対価を収受する権利が実質的に確定しているかがポイントになるものと考えられ、アーンアウト条項が規定されている株式譲渡を行う際は、個別事情を勘案した上で追加対価の収入計上時期を判断することが望ましいと考えられます。

## 7. おわりに

本稿では、条件付取得対価について整理するとともに、改正論点の内容、日本基準とIFRSの、のれんの取扱いの違い、税務上の留意点について解説いたしました。

今回の改正により、対価の返還を受ける場合も追加で対価を支払う場合と同じく、のれん(及びのれん償却費)を増減させる会計処理をすることが明らかになったことで、買い手側の会計処理に関して慎重に検討する必要がなくなったと思われます。

M&Aが企業の採り得る代表的な戦略の一つとなってきた今般において、実務上、アーンアウト条項など条件付取得対価を検討する場面に直面する可能性が今後増えてくると想定されます。その際に、本稿が少しでも実務に関わる方々の理解の助けとなれば幸いです。

GCA FASでは、M&Aトランザクションサービスはもとより、事業承継コンサルティングや税務アドバイザー等に関するポイントコンサルティングをお請けいたしております。ご関心のある方は、お気軽にお問い合わせ下さい。

ここに記載されている情報は概略的な情報を提供する目的で作成されたものです。したがって一般的な参考目的の利用に限られるものとし、個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく本書の情報を基に判断し行動されないようにお願いします。本書に含まれる情報は正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではありません。本書に含まれる情報に基づき行動または行動をしないことにより発生した結果について、GCA FASはいかなる責任、義務も負いません。

お問い合わせ:

**GCA FAS 株式会社**

**〒100-6230**

**東京都千代田区丸の内 1-11-1 パシフィックセンチュリープレイス丸の内 30 階**

**TEL: 03-6212-1850 (代表)**

**E-mail: [info@gcafes.com](mailto:info@gcafes.com)**

**<http://www.gcafes.com/>**